

令和5年度 消費者庁のこどもの事故防止の取組実績

令和5年度 第3回
こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

1. 個別テーマの注意喚起公表

- 「行楽シーズン到来！安全にレジャーを楽しみましょう」
(令和5年4月27日)

2. コラム

- 「コラムVol.3 いわゆる「大麻グミ」は口にしない!」
(令和5年11月22日)
※以下3. の中で配信。

3. こども安全メールFrom消費者庁【メルマガ】

24回配信(令和6年2月末時点)

4. 消費者庁 こどもを事故から守る!X(旧 Twitter)

88回配信(令和6年2月末時点)

<下記のテーマで配信>

- 注意喚起公表等の内容とも連動
- 季節的な発生傾向がある事故
- 発生頻度が高い事故
- 関係府省庁の取組 等



○マスメディア(新聞・テレビ・雑誌)による報道

○WEBメディアに掲載

○関係府省庁、地方公共団体等関係行政機関による通知等

○関係府省庁、地方公共団体等のSNS(X(旧Twitter)・Facebook等)による周知

こどもの保護者、教育・保育関係者等

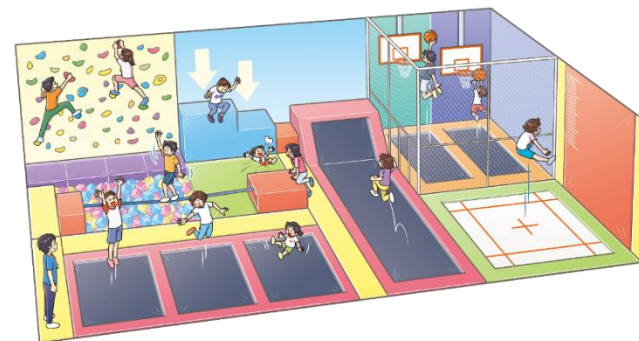
個別事故テーマでの注意喚起公表の事例紹介

【事例】令和5年4月27日公表

行楽シーズン到来！安全にレジャーを楽しみましょう

1 概要

ゴールデンウィークは、屋内外問わず身体を動かして遊ぶなど、日常とは異なる体験をする機会もある。安全に無理せずレジャーを楽しんでいただくため、この時期に特に注意してほしい、遊戯施設の利用、水辺やキャンプなど野外でのレジャーについて、事故防止のためにポイントを紹介。



2 注意喚起内容

(1) 遊戯施設での事故に対するアドバイス

出掛ける前の下調べと、遊ぶ際の確認を。ルールを守って無理せず遊びましょう

(2) 水辺での事故に対するアドバイス

刻々と変化する自然が相手。起こるかもしれない危険を知り、大人も子どももライフジャケットなどの備えを十分に

(3) キャンプ等での事故に対するアドバイス

慣れない環境で、日常的に使わない道具を使用することを念頭に、事前の準備と安全対策を念入りに。また、火の取扱いに十分注意しましょう



コラムの事例紹介

【事例】令和5年11月22日公表

コラムVol.3 いわゆる「大麻グミ」は口にしない!

1 概要

「危険ドラッグ」に相当する大麻類似の合成薬物である「HHCH」を含んでいるとされる、いわゆる「大麻グミ」を食べ、体調不良を訴える事例が発生。

厚生労働省が、令和5年11月22日に「HHCH」を「指定薬物」に指定し、令和5年12月2日から、当該物質と当該物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等を禁止することに伴い、連携して周知・啓発を実施。

2 周知・啓発内容

「HHCH」が含まれると疑われる、いわゆる「大麻グミ」を安易に入手したり、使用したりしないようにしましょう。

- 不審なものは口にしない
- 「リラックスできるよ」「日本では合法だよ」などと誘われてもはっきり断る
- 間違った情報に流されず、正しい知識で判断する
- 指定薬物を所持していると、違法
- 薬物でお困りの場合は悩まず相談を

こども安全メールFrom消費者庁の事例紹介

【事例①】令和5年7月18日公表

Vol.633 7月17日～23日は「こどもの事故防止週間」です

1 概要

令和5年度のテーマ「こどもの取り残し、置き去りによる事故の防止」に沿って、こどもの事故防止に向け、こども家庭庁と連携して集中的に呼び掛けを実施。

2 周知・啓発内容

(1) 事故防止のための環境作りの例示

建物からの転落を防ぐために、窓に補助錠を取り付ける 等

(2) 普段の行動の工夫・習慣化の例示

車からの降ろし忘れを防ぐために、降りる際に必ず後部座席を振り返るように習慣づけておく 等

(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230718/



【事例②】令和5年8月25日公表

Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!

1 概要

こどもが水筒を持ち歩いて転倒した際、首や肩に掛けていた水筒がお腹に当たり、内臓を損傷する等といった思わぬ事故が発生。このことから、事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう
- 水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230825/

令和5年度のこどもの事故防止の取組実績④-2 消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

こども安全メールFrom消費者庁の事例紹介

【事例③】令和5年9月29日公表

Vol.637抱っこひも — 横からのすり抜けに注意

1 概要

医療機関から寄せられる抱っこひもに関する事故の中には、月齢の低いこどもが横からすり抜けて落下する事故が少なくない。このことから、事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 装着時には、安全な場所でこどもの腕や脚の位置など正しい姿勢であることを確認し、こどもを密着させて緩みがないように、留め具やベルトを毎回調整しましょう水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- こどもの発達と対象年齢に合う安全に配慮された製品を選び、付属品を含めて取扱説明書で使用方法を確認しましょう
- 家族で同じ抱っこひもを使用する場合は、使う人に合わせて調整し直し、慣れない場合はサポートしてもらいながら使い方を確認しましょう



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230929/

イラスト提供：抱っこひも安全協議会

【事例④】令和5年12月6日公表

Vol.642クリスマスやお正月—飾り物やプレゼントの誤飲に注意!

1 概要

クリスマスやお正月といったイベントが続く年末年始は、こどもが飾り物やプレゼントに接する機会が多い時期。こどもが飾り物等を誤飲する事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 小さな物、小さな部品が外れる可能性があるものは、飾り物に使用しない
- こどもへのプレゼントは、贈る側・受け取る側の双方の大人が、こどもの年齢・発達に合った安全に配慮されたものであることを確認する(玩具の場合は(一社)日本玩具協会のSTマークも参考にする)
- こどもに渡す前に、製品の取扱いの注意事項を確認し、破損等の不具合がないか確認する
- 年長の兄弟の玩具の取扱いにも注意する



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20231206/

令和5年度のこどもの事故防止の取組実績④-3 消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

こども安全メールFrom消費者庁の事例紹介

【事例⑤】令和6年1月22日公表

Vol.644 硬い豆やナッツ類をはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意!

1 概要

硬い豆やナッツ類には、こどもがのどや気管に詰まらせて窒息したり、噛み砕いた小さなかけらが気道に入って肺炎や気管支炎を起こしたりするリスクが存在。節分を迎える前に、事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 食べているときは、姿勢をよくし、食べることに集中させましょう。また、泣いている時に食べ物をあげるのもやめましょう。
- 小さく切りわけてもこどもが口に詰め込むこともあるため、少しずつよく噛んで食べるよう伝え、様子を見守りましょう。
- 硬くてかみ砕く必要のある豆やナッツ類は、5歳以下のこどもには食べさせないでください。
- 節分の豆まきは個包装されたものを使用するなど工夫して行い、5歳以下のこどもが拾って口に入れないように、後片付けを徹底しましょう。



※本号については、消費者(こどもの保護者)のみならず、教育・保育施設等に対しても周知・啓発を行った。

(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240122/

【事例⑥】令和6年2月29日公表

Vol.646 ベビーバス使用時の事故にご注意を!

1 概要

ベビーバスの使用時、こどもが転落・溺水するなどの事故情報が寄せられている。このため、赤ちゃんの身体を清潔に保つために大切な沐浴の際の事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 使用方法や使用上の注意など、取扱説明書を確認し正しくセットしましょう。
- 浴槽の蓋の上で使用するのはやめましょう。浴槽の蓋以外でも、不安定な場所での使用は避けてください。
- 沐浴の際は、手の届く範囲で、赤ちゃんから目を離さないようにしましょう。
- 湯の温度を計りましょう。大人の入浴温度より少しぬるめの38℃～40℃が目安です。手の感覚だけではなく、湯温計を使って計りましょう。



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240229/

令和5年度のこどもの事故防止の取組実績④-4

SNSやメールで、消費者（保護者）への直接的な情報発信

「消費者庁 こどもを事故から守る!X(旧 Twitter)」【令和6年(2月末まで)に88回配信】
14歳以下のこどもの保護者を対象に、消費者庁だけでなく、各府省庁のこどもの事故に関する情報を発信。

「こども安全メールfrom消費者庁」(平成22年9月から継続)【令和6年(2月末まで)に24回配信】
主に6歳以下の未就学児の保護者を対象に、事故防止のポイントを毎月2回程度配信。



<令和5年4月から5月までの発信テーマ>

No.	発信日	こどもX(旧Twitter) テーマ	こども安全メール
		※RP(リポスト)を含む	タイトル
1	2023/4/6	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
2	2023/4/7	【磁石や吸水樹脂ボールの誤飲に注意!】	Vol.624 体の中で、くっつく「マグネットセット」、膨らむ「吸水樹脂ボール」の危険-誤飲事故防止のため販売規制へ
3	2023/4/11	国民生活センターRT	
4	2023/4/18	【窓やベランダからの転落に注意!】	Vol.625 窓やベランダからの転落に注意 - 子ども自身が危険性を認識していない例も
5	2023/4/19	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
6	2023/4/20	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
7	2023/4/20	消費者庁RT	
8	2023/4/20	国土交通省RT	
9	2023/4/20	こども家庭庁RT	
10	2023/4/27	消費者庁RT	
11	2023/4/28	ナイト(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) NITE公式RT	
12	2023/4/28	こども家庭庁RT	
13	2023/5/1	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
14	2023/5/1	東京消防庁RT	
15	2023/5/2	JAF RT	
16	2023/5/2	国民生活センターRT	
17	2023/5/2	東京消防庁RT	
18	2023/5/8	【早めの熱中症予防! 症状が現れたら速やかな処置を!】	Vol.626 早めの熱中症予防! 症状が現れたら速やかな処置を!
19	2023/5/11	政府広報オンラインRT	
20	2023/5/16	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
21	2023/5/16	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
22	2023/5/17	ナイト(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) NITE公式RT	
23	2023/5/18	【ベビーカーからの転落などに注意!】	Vol.627 ベビーカーからの転落などに注意! -安全な使用の心がけと周囲の協力を-
24	2023/5/18	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
25	2023/5/18	【ベッドガードでの事故に注意】	
26	2023/5/22	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
27	2023/5/25	【食品による窒息・誤嚥に注意】	
28	2023/5/29	【加熱式たばこ誤飲にも注意】	Vol.628 たばこ誤飲 - 加熱式たばこも要注意!

令和5年度のこどもの事故防止の取組実績④-5

SNSやメールで、消費者（保護者）への直接的な情報発信

<令和5年6月から8月までの発信テーマ>

	発信日	こどもX（旧Twitter）テーマ	こども安全メール
		※RP（リポスト）を含む	タイトル
29	2023/6/1	国民生活センターRT	
30	2023/6/2	東京消防庁RT	
31	2023/6/2	内閣府食品安全委員会事務局_広報RT	
32	2023/6/8	【歯ブラシがのどに刺さる事故】	Vol.629 歯ブラシがのどに刺さる事故
33	2023/6/9	東京都 暮らし・住まいRT	
34	2023/6/9	こども家庭庁RT	
35	2023/6/14	国民生活センターRT	
36	2023/6/14	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
37	2023/6/19	【手指の挟み込み事故に注意！】	Vol.630 手指の挟み込み事故に注意！
38	2023/6/19	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
39	2023/6/28	【花火の際のやけどに注意！】	Vol.631 花火で遊ぶ際には、やけどに注意
40	2023/6/29	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
41	2023/6/29	東京都 暮らし・住まいRT	
42	2023/6/30	国民生活センターRT	
43	2023/7/7	【水の事故】	Vol.632 河川や海などでの「水の事故」に気を付けましょう！
44	2023/7/7	消費者庁引用RT	
45	2023/7/12	【自転車や電動キックボード等の #ヘルメット】	
46	2023/7/14	国民生活センターRT	
47	2023/7/14	農林水産省RT	
48	2023/7/18	【今週は #こどもの事故防止週間】	Vol.633 7月17日～23日は「こどもの事故防止週間」です
49	2023/7/18	こども家庭庁RT	
50	2023/7/18	政府広報オンラインRT	
51	2023/7/19	国民生活センターRT	
52	2023/7/19	こども家庭庁RT	
53	2023/7/20	こども家庭庁RT	
54	2023/7/21	政府広報オンラインRT	
55	2023/7/21	こども家庭庁RT	
56	2023/7/21	消費者庁RT	
57	2023/7/21	海上保安庁RT	
58	2023/7/25	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウント引用RT	
59	2023/7/27	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウント引用RT	
60	2023/8/3	こども家庭庁RT	
61	2023/8/3	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
62	2023/8/4	【お祭りにまつわる事故】	Vol.634 お祭りにまつわる事故一食歩き中や持ち帰ったおもちゃ等でのけがも！
63	2023/8/10	政府広報オンラインRT	
64	2023/8/18	政府広報オンラインRT	
65	2023/8/25	【#水筒を持ち歩くときの転倒事故】	Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意！

令和5年度のこどもの事故防止の取組実績④-6

SNSやメールで、消費者（保護者）への直接的な情報発信

<令和5年9月から2月までの発信テーマ>

No.	発信日	こどもX（旧Twitter）テーマ	こども安全メール
		※RP（リポスト）を含む	タイトル
66	2023/9/6	【9月3日から9月9日は #救急医療週間 です】	Vol.636 9月3日から9月9日は「救急医療週間」です
67	2023/9/29	【#抱っこひも 一横からのすり抜けに注意】	Vol.637 抱っこひも一横からのすり抜けに注意
68	2023/10/4	こども家庭庁RT	
69	2023/10/13	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
70	2023/10/13	【ペダルなし二輪遊具 一坂道での事故に注意！】	Vol.638 ペダルなし二輪遊具 一坂道での事故に注意!
71	2023/10/20	【医薬品の誤飲事故】	Vol.639 医薬品の誤飲事故 一手が届く場所・見える場所に置いていませんか?
72	2023/11/1	こども家庭庁RT	
73	2023/11/2	【就寝時の窒息事故に注意】	Vol.640 就寝時の窒息事故に注意しましょう
74	2023/11/8	こども家庭庁RT	
75	2023/11/17	【暖房器具によるやけどに注意】	Vol.641 油断大敵! 暖房器具によるやけどにご注意ください
76	2023/11/22	【いわゆる大麻グミは口にしない!】	コラムVol.3 いわゆる「大麻グミ」は口にしない!
77	2023/12/6	【クリスマスやお正月一飾り物やプレゼントの誤飲に注意!】	Vol.642 クリスマスやお正月一飾り物やプレゼントの誤飲に注意!
79	2023/12/26	【帰省等で車移動する際はご注意ください】	
80	2023/12/27	消費者庁RT	
81	2024/1/16	【スマホ等の充電器の取扱いに注意】	Vol.643 スマホ等の充電器の取り扱いに注意-感電や火災等の事故も
82	2024/1/22	【食品での窒息や誤嚥に注意!】	Vol.644 硬い豆ナッツ類をはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意!
83	2024/1/29	政府広報オンラインRT	
84	2024/2/2	こども家庭庁RT	
85	2024/2/7	【電気ケトル等によるやけどに注意!】	Vol.645 電気ケトル等の湯こぼれによるやけどに注意!
86	2024/2/29	消費者庁RT	
87	2024/2/29	政府広報オンラインRT	
88	2024/2/29	【ベビーバスでの沐浴-使用時の事故に注意!】	Vol.646 ベビーバス使用時の事故にご注意を!

令和5年度のこどもの事故防止の取組実績⑤

「こども霞が関見学デー」におけるイベントの実施

・ 期間：令和5年8月2日～3日

・ 会場：中央合同庁舎第4号館

・ 内容：「実験で学ぶ！子どもの安全・食の安全」

講師を招き、野菜を使った浮力の実験を通じてものが水に浮く理由を解説いただいたほか、正しいライフジャケットの着用方法の体験及びおしぼりで綺麗に手を拭く体験イベントを実施。

こども
霞が関見学デー
2023 8月2日・3日
WED THU
場所：消費者庁 中央合同庁舎 第4号館内



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イキヤン

完全
予約制

お子様向けの楽しく学べる
プログラム！

※各プログラム内容、参加予約方法などは、QRコードから消費者庁
ウェブサイトのお知らせをご覧ください。



消費 者 庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

お問合せ先
消費者庁総務課広報室 TEL:03-3507-9255



➤ 子育て関係行政職員、保護者等への研修・啓発活動の実施

消費者事故防止合同研修会 (関西広域連合主催 消費者庁共催)

開催日：令和6年2月16日（オンライン開催）

対象：医療、保健、福祉、保育、教育関係部局、
消費者行政担当者、保育従事関係者、
保護者等

「こどもを含む消費者事故」の防止に関し、講師による講演や消費者庁における取組を紹介。



WEB開催!

定員：500名 参加費：無料
※事前申込制・先着順

消費者事故防止 合同研修会

令和6年2月16日(金)
13:30~15:00

こどもの事故防止を含む消費者事故防止に向け、関西広域連合と消費者庁が連携して研修会を開催します。
今回は、鳴門教育大学大学院の木村先生に、こどもを事故から守るため、「保育施設や家庭でのリスクマネジメント」について事例とともに予防策についてお話いただきます。
また、消費者庁の講演では、生活を営む上で全世代の消費者に関係してくる事故防止への理解を深めてもらうべく、消費者庁の取組をご紹介します。大人の事故も要注意です!

主催  関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS 共催  消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

内容・参加方法は裏面をご覧ください。